

いがり産業株式会社 行動計画

社員が仕事と子育てを両立させる事が出来、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間

令和3年11月1日～令和8年10月31日までの 5年間

2. 内容

<目標>

計画期間内に男性社員の育児休業取得実績を1人 以上にする。

<対策>

- 令和3年11月～ ：男性社員も育児休業を取得できることを社内に周知するため管理職を対象とした教育を実施する。
- 令和4年1月～：対象男性社員へ個別の制度周知と利用促進を行う。
- 令和4年4月～：男性新入社員に対して個別の制度周知教育を行う。
- 令和5年4月～：育児休業取得希望者を対象に講習会を実施する。